

# 調査の概要

## 1 調査の目的

2005年農林業センサスは、地域の農林業の実態とその変化を明らかにするとともに、農林業に関する諸施策に必要な基礎的統計資料を整備することを目的として実施した。

1950年世界農業センサス以降、国際条約に基づく世界農林業センサス(1960年からは林業センサスも同時実施)を10年ごとに行うとともに、その中間年にはわが国独自の農業センサスを実施してきた。今回は、農業で12回目、林業で6回目の調査となった。

なお、今回の調査にあたり、地域農林業の実態を総合的に把握するとともに事業の担い手や組織化の動向等について農林業経営の視点から一元的かつ横断的に捉えるため、農業及び林業の各3種類の調査を統合し、新たに定めた外形基準(「6 調査対象(農林業経営体の定義)」参照)に該当する農林業経営体について今後5年ごとに調査することとした。

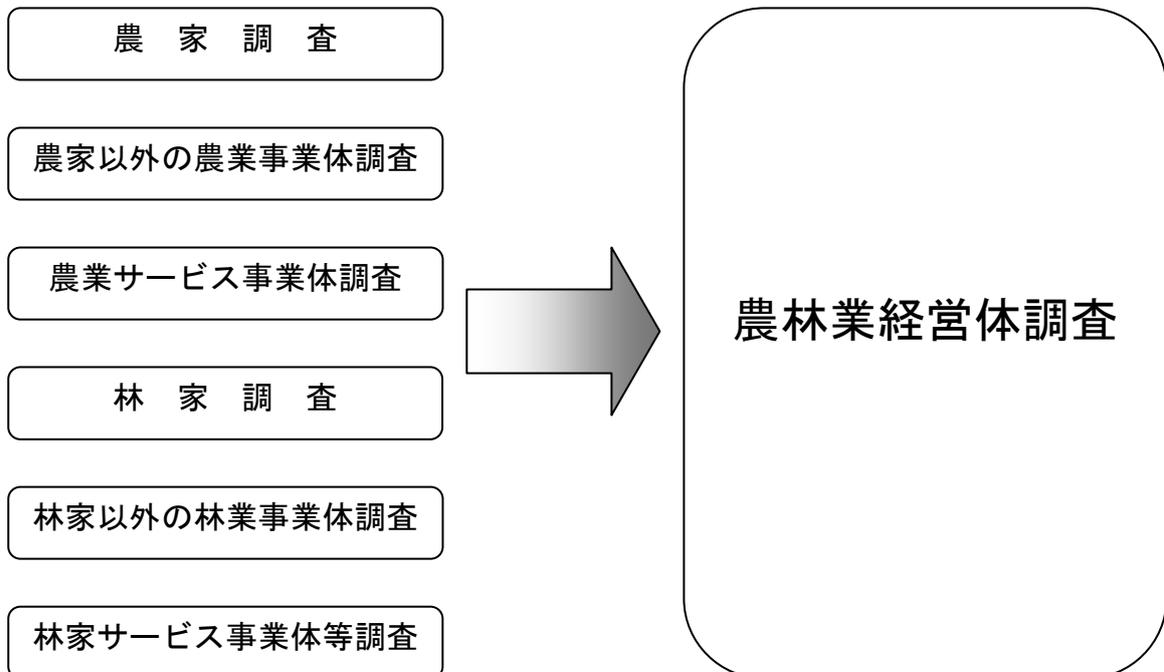
### 2005年農林業センサスにおける見直し

#### 2000年センサス

農林業の経営形態別に別個の調査として把握

#### 2005年センサス

経営という視点で一元的に把握



## 2 根拠法規

調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)、統計法施行令(昭和 24 年政令第 130 号)及び農林業センサス規則(昭和 44 年農林省令第 39 号)に基づいて行った。

## 3 調査の期日

調査は、平成 17 年(2005 年)2 月 1 日現在で実施した。

## 4 調査の体系

すべての農林業経営体(個人、法人、非法人とも)を対象に農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の系統で調査を実施した。

## 5 本市の調査区について

農業については、時系列比較のため農業集落の区域設定に変更はなく、本市は従来の区分による本庁(旧横須賀)、衣笠、大津、浦賀、久里浜、北下浦、長井、武山、大楠の 9 地区であり、その中の集落は全体で 62 となっている。調査区は集落を分割したものであり、82 区となり、延べ 82 人の調査員により調査を実施した。

## 6 調査対象(農林業経営体の定義)

農林水産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業にかかる面積・頭数が次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 露地野菜作付面積    | 15 アール                                   |
| ② 施設野菜栽培面積    | 350 平方メートル                               |
| ③ 果樹栽培面積      | 10 アール                                   |
| ④ 露地花き栽培面積    | 10 アール                                   |
| ⑤ 施設花き栽培面積    | 250 平方メートル                               |
| ⑥ 搾乳牛飼養頭数     | 1 頭                                      |
| ⑦ 肥育牛飼養頭数     | 1 頭                                      |
| ⑧ 豚飼養頭数       | 15 頭                                     |
| ⑨ 採卵鶏飼養羽数     | 150 羽                                    |
| ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000 羽                                  |
| ⑪ その他         | 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模 |

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ヘクタール以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限る。)
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

## 7 利用上の注意

### (1) 数値について

この結果報告書の数値は農林水産省より公表された確定値に基づくものである。また、数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内訳のとは必ずしも一致しない場合がある。また、面積についても、「㎡」から「a」、「a」から「ha」に四捨五入して表章しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない場合がある。

### (2) 面積単位の取り方について

耕地面積及び作付(栽培)に面積については、アール(a)、ヘクタール(ha)を単位とするが、町反畝で農家が答えた場合は、1畝は1a、1反は10a、1町は1haとみなし、そのまま読み替えて調査した。

### (3) 表中に使用した符号について

「0」は表章単位に満たないもの

「-」は皆無又は該当のないもの

「…」は数値が得られないもの

「△」は減少したもの

「X」は調査客体数が2以下で、内訳数値を秘匿する必要があるもの

## 8 調査単位の変更について

2005年農林業センサスでは調査対象を農林業経営体としたため、農家数、販売農家数等について時系列比較できない箇所があるので、データの利用にあたっては十分に留意されたい。